案

委　託　契　約　書

委託者 分任支出負担行為担当官 仙台森林管理署長 上野　真一（以下「甲」という。）と受託者 ○○　○○（以下「乙」という。）は、令和８年度希少野生生物保護管理対策に係る巡視業務（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第１条　甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（１）委託事業名 令和８年度希少野生生物保護管理対策に係る巡視業務委託

（２）委託事業の内容及び経費　別紙委託事業計画書（以下「事業計画書」という。）のとおり

（３）履行期限　令和９年３月 12 日

（委託事業の遂行）

第２条　乙は、委託事業を、事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

２　乙は、契約期間中 18 日間巡視を行うものとする。

また、甲は乙に対し、期間中の巡視日数を各月別に以下のとおり指定する。

月別巡視計画

巡視月	12月	１月	２月	３月	計
日　数	５	６	６	１	18

（委託費の限度額）

第３条　甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金○○○○円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

２　乙は、委託費を事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第４条　会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の９第１項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の３第３号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第５条　乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

２　乙は、委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合が 50 パーセント以内の業務とする。

（監督）

第６条　甲は、委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたと

きは、甲の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させることができるものとする。
２　前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
３　甲が監督職員を置いたときは、この契約書に定める提出、報告については監督職員を経由して行うものとする。

（支給材料）
第７条　甲が委託事業の実施のために必要と認めて、乙に支給する作業材料（以下「支給材料」という。）の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期については設計図書に定めるところによる。
２　乙は、支給材料の引渡しを受けたときは、その都度受領書を甲に提出しなければならない。
３　乙は、支給材料について、この契約の履行に直接必要な用途以外の目的に利用又は使用してはならない。
４　乙は、支給材料について、善良な管理者の注意義務をもって管理及び保管しなければならない。
５　乙は、委託業務の完了若しくは変更又は契約解除等によって支給材料が不要となったときは、直ちに返納書を提出し、その支給材料について監督職員の検査を受け、甲の指示した時期及び場所で甲に返還しなければならない。
６　乙は、故意又は過失により支給材料を滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失したときは、甲の指示に従い代品を納め、若しくは原状に復し、又は甲の認定する金額を損害賠償金として納付しなければならない。

（実績報告）
第８条　乙は、毎月ごとの巡視の状況について、希少野生生物巡視調査野帳に記録し、翌月10 日（３月の巡視分は３月 12 日）までに希少野生生物巡視月別報告書に取りまとめ、甲　に提出するものとする。
　ただし、個体及び営巣場所等の発見・変化等重要事項については写真撮影等を行うとともに、その都度電話等により甲または監督職員に連絡するものとする。
２　乙は、委託事業が完了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を甲に提出するものとする。

（検査）
第９条　甲は、実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から 10 日以内に委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。
２　甲は、前項の検査を完了したときは、当該検査の結果を乙に対し通知しなければならない。
３　甲が第１項に規定する検査により委託事業の内容の全部又は一部が本契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した旨の通知を受理した日から 10 日以内に、委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

（委託費の額の確定）
第 10 条　甲は、前条に規定する検査の結果、委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

２　前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第３条第１項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

（委託費の支払）
第 11 条　甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

（委託事業の中止）
第 12 条　乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
２　前項の規定により契約を解除するときは、委託事業の完了部分を検査のうえ、契約の内容に適合すると認めた部分に相応する額の支払を行うものとする。

（計画変更の承認）
第 13 条　乙は、前条に規定する場合を除き、事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
２　甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

（契約の解除）
第 14 条　甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなったときは、契約を解除することができる。

（違約金）
第 15 条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。
（１）前条の規定によりこの契約が解除された場合
（２）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
（１）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
（２）乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
３　甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）
第 16 条　甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み

替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第７条の２第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあってはその役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 17 条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

（２）前項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）乙が甲に対し、東北森林管理局随意契約見積心得第３条の２（公正な見積りの確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 18 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）
第 19 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第 20 条　乙は、第 18 条の各号及び第 19 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
２　乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再委託契約等に関する契約解除）
第 21 条　乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）
第 22 条　甲は、第 18 条、第 19 条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第 18 条、第 19 条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）
第 23 条　乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（著作権等）
第 24 条　乙は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭和 45

年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

２　乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

３　乙は、甲が著作物を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。

４　この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

（著作権等の利用）

第25条　乙は、前条第１項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

２　乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

３　乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

（委託事業の調査）

第26条　甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

（秘密の保持）

第27条　乙は、委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

（アフリカ豚熱（以下「ASF」という。）に係る対応）

第28条　乙は、ASFに係る対応として、下記を承知のうえ遵守し作業を実施するものとする。

（１）山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

　また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当署（局にて契約する場合は「東北森林管理局」と明記）へ連絡すること。

（２）ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

（３）事業地周辺で野生いのししがASFに感染した場合、各県の行う立ち入り制限等の防疫措置を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性があること。

（疑義の解決）
第 29 条　前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

委託者（甲）　宮城県仙台市青葉区東照宮１丁目 15 番１号
分任支出負担行為担当官
仙台森林管理署長　上野　真一　　印

受託者（乙）　住　所
氏　名　　印

別紙

委 託 事 業 計 画 書

１　事業内容

（１）事業目的及び実施方法等

別紙、令和８年度希少野生生物保護管理対策に係る巡視業務委託実施要領（以下「要領」という。）に基づき実施する。

（２）調査対象地域

仙台森林管理署管内の国有林

（３）事業実施期間

契約締結日の翌日から令和９年３月 12 日まで

（４）事業実施担当者

〇〇〇〇〇

（５）巡視及び報告

要領に基づき巡視を行い、巡視の結果を巡視月別報告書により、巡視実施日の所属する月の翌月 10 日（３月の巡視報告に限り３月 12 日）までに、また、全事業が終了したときは、事業実績報告書を、監督職員を経由して森林管理署長に報告する。

２　事業予算

（１）収入の部

区　　分	予　算　額	備　　考
国庫委託費	〇〇〇〇〇円	うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円

（２）支出の部

区　　分	予　算　額	備　　考
人 件 費	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇円×18日×1.10＝〇〇〇〇円
業務経費	〇〇〇〇円	燃料費　　〇〇〇〇円
計	〇〇〇〇〇円	印刷製本費　〇〇〇〇円

注１：備考欄には、各区分の経費について算出基礎を記入し、必要に応じ説明を付けること。

注２：原則として区分毎に消費税込みの金額で表示するものとするが、これによりがたいときは消費税の項目を設けて表示することができるものとする。